

湯梨浜町 特定不妊治療費等助成事業のご案内



湯梨浜町では、特定不妊治療等を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するために、治療費の一部（医療保険が適用される不妊治療も含めた特定不妊治療・人工授精）について助成を行います。

1. 対象者

○戸籍上婚姻関係にある夫婦又は事実婚関係にある夫婦で、特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込がないか極めて少ないと医師に診断された方

○申請時において、夫婦のいずれかが1年以上町内に住所を有する方

○医療保険各法の規定に基づく被保険者、又は被扶養者である方

○人工授精の場合、産婦人科または泌尿器科を標榜する医療機関で当該治療を受けた方

2. 助成の対象となる治療

【治療ステージ】

A 新鮮胚移植を実施

B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うと治療方針に基づく一連の治療を行った場合）

C 以前に凍結した胚による胚移植を実施

D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E 受精できず、または胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止

F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

*治療ステージは、鳥取県特定不妊治療助成事業と同様です。（参考：とりネット）

3. 助成額及び回数

自己負担額から国・県の助成、その他健康保険等で給付を受ける額を控除した額

○治療ステージ ABD及びEの治療：治療1回目は上限15万円、2回目以降は1回の上限10万円

○治療ステージ C及びFの治療：治療1回につき上限5万円

*特定不妊治療は、妻の年齢が43歳到達後は助成回数3回までを助成対象とします。

○人工授精：1年度につき上限2万円（通算2年度まで）

4. 申請方法

①特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書又は人工受精費助成金交付申請書兼請求書

②特定不妊治療受診証明書又は人工授精受診証明書

*治療を行った医療機関が記入

③夫及び妻の住所を確認できる書類

*夫婦であることが確認できない場合は、婚姻関係が確認できる書類が必要です。

④夫及び妻の医療保険証の写し

⑤医療機関が発行した不妊治療に要した費用の領収書の写し

⑥振込口座名義・番号確認書類（通帳の写し）

⑦鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書の写し

⑦：鳥取県不妊治療助成事業の助成を受けた方のみ

5. 申請期限

治療が終了した年度の3月31日にまでに申請をしてください。

ただし、治療の終了が2月1日から3月31日の場合は、翌年度の6月30日まで申請可能です。

申請先・お問い合わせ先

湯梨浜町役場 子育て支援課 母子保健係

住所）〒682-0723 湯梨浜町久留19-1

電話）0858-35-5321

